

総合物流施策推進プログラム

平成28年12月26日改定版

総合物流施策推進会議

目次

1．産業活動と国民生活を支える効率的な物流の実現に向けた取組	1
（1）我が国物流システムの国際展開の促進	1
（2）我が国の立地競争力強化に向けた物流インフラ等の整備、有効活用等	2
（3）荷主・物流事業者の連携による物流の効率化と事業の構造改善	9
（4）国民生活の維持・発展を支える物流	13
（5）物流を支える人材の確保・育成	16
2．さらなる環境負荷の低減に向けた取組	18
3．安全・安心の確保に向けた取組	22
（1）物流における災害対策	22
（2）社会資本の適切な維持管理・利用	26
（3）セキュリティ確保と物流効率化の両立	27
（4）輸送の安全、保安の確保	28

総合物流施策推進プログラム

1. 産業活動と国民生活を支える効率的な物流の実現に向けた取組

(1) 我が国物流システムの国際展開の促進

1) 我が国物流システムの海外展開の環境整備

ア) 我が国物流システムのアジア展開の推進

アジア諸国における我が国物流システムの展開に向け、課題の調査や物流パイロット事業等を実施し、明らかになった物流面での関連制度の課題(通関手続等)について政策対話等を通じて改善を働きかけるとともにパレット等物流機材の規格化・リターナブル化を図ることによる輸送の効率化、コールドチェーン等の我が国物流システムの国際標準化を推進する。また、物流パイロット事業等の成果を踏まえ、官民連携によるプロモーションを実施し、我が国物流システムの海外展開を推進する。【国土交通省・経済産業省】

イ) ASEAN諸国への日本の港湾EDIの導入促進

ASEAN諸国には、港湾関連手続の簡素化及び電子化に係る制度・技術に関する知見が十分でないため、港湾関連手続の電子化が進んでいない国が多数ある。このため、ASEAN諸国を対象に、我が国主導による港湾関連手続の電子化(港湾EDIの導入)を図ることによって、我が国の港湾EDIをASEAN諸国でスタンダードなシステムとし、我が国の物流事業者にとっての手続の容易化、導入国の事業者及び行政機関の事務の効率化を実現させることで、進出する我が国の企業の国際競争力の強化を図る。【国土交通省】

2) 我が国物流システムの海外展開に対する支援

ア) 港湾関連産業の海外展開支援

質の高い技術を有する我が国の港湾関連産業(港湾物流・インフラ関連産業)の海外展開を支援し、計画・設計・整備・運営等すべての段階での我が国港湾関連産業の参画を通じて、効率的な国際物流ネットワークの構築や産業の国際競争力の強化を図る。

日本の成功ビジネスモデル(ジャパン・モデル)として、臨海部の産業立地と基礎インフラの一体的な開発に資する案件形成を推進

計画から設計、整備、運営までの一貫した取組みへの支援

港湾EDIの導入促進及び港湾関連技術の国際標準化の推進

政府間協議の場を活用したトップセールス

海外港湾物流プロジェクト協議会の活動を通じた官民協働スキームの構築

個別案件の獲得を目的とした、政府間の合意に基づく官民連携した研修を実施・支援等【国土交通省】

イ) 我が国物流システムのアジア展開の推進(再掲)

アジア諸国における我が国物流システムの展開に向け、課題の調査や物流パイロット事業等を実施し、明らかになった物流面での関連制度の課題(通関手続等)について政策対話等を通じて改善を働きかけるとともにパレット等物流機材の規格化・リターンブル化を図ることによる輸送の効率化、コールドチェーン等の我が国物流システムの国際標準化を推進する。また、物流パイロット事業等の成果を踏まえ、官民連携によるプロモーションを実施し、我が国物流システムの海外展開を推進する。【国土交通省・経済産業省】

3) 物流情報サービスネットワークのアジア地域等への展開

ア) 北東アジア物流情報サービスネットワーク(NEAL-NET)の構築とアジア地域等への展開

日中韓物流大臣会合等の枠組みを通じて、港湾におけるコンテナに係る物流情報について、荷主・物流事業者がタイムリーかつ効率的に把握可能なシステムを構築し、アジア地域等への展開を図る。また、他の輸送モードに係る貨物情報の共有について協議する。【国土交通省】

4) 途上国税関における貿易関連制度の高度化等

ア) アジア諸国への税関分野の技術支援等を通じた、途上国税関の貿易関連制度の近代化・高度化と輸出入・港湾関連情報処理システム(NACCS)をベースとしたシステムの海外展開

近年、日本企業はアジア諸国等を中心にサプライチェーンを高度化・緻密化させている現状を踏まえ、税関分野の技術支援等を通じて、途上国税関の通関手続を改善するとともに、我が国のNACCSをベースとしたシステムの海外展開による、物流の効率的な処理、通関・貿易コストの削減を図り、アジア地域における切れ目ない物流の実現を目指す。【財務省】

(2) 我が国の立地競争力強化に向けた物流インフラ等の整備、有効活用等

1) 港を核とした国際物流網の強化

ア) 港を核とした国際コンテナ物流網の強化(国際コンテナ戦略港湾政策の深化と加速)

コンテナ船の更なる大型化や国際基幹航路の再編等、海運・港湾を取り巻く情勢が変化する中、我が国の産業競争力の強化、ひいては国民の雇用と所得の維持・創出を図るため、「集貨」、「創貨」、「競争力強化」の3本柱の施策を総動員し、ハード・ソフト一体の国際コンテナ戦略港湾政策を深化・加速することにより、我が国に寄港する国際基幹航路の維持・拡大を図る。

国際コンテナ戦略港湾への「集貨」

国際コンテナ戦略港湾等背後への産業集積による「創貨」

国際コンテナ戦略港湾の「競争力強化」 【国土交通省】

イ) インランドデポ等の活用によるコンテナラウンドユースの促進

インランドデポ等の活用により、内陸地におけるコンテナラウンドユースの環境整備を行う。 【経済産業省・国土交通省】

ウ) 港湾における物流機能の強化

産業物流の効率化及び企業活動の活性化を促進する港湾施設を整備することにより、産業の立地・投資環境の向上を図る。 【国土交通省】

2) コンテナターミナル周辺の課題に対する取組

ア) コンテナターミナルのゲート前渋滞解消

貨物が増加する国際コンテナ戦略港湾においてコンテナ搬出入トラックのゲート前渋滞を緩和するため、総合的な取組を推進する。

ターミナルの拡張・再編

コンテナ搬出入情報の事前登録による予約制の検討

NACCSを活用したコンテナ搬入手続の電子化の普及促進

情報技術の活用によるゲート処理時間及びコンテナ搬出入に係る荷役時間の短縮の検討 等 【国土交通省】

イ) ニーズを踏まえたコンテナターミナルゲートオープン時間の延長

コンテナターミナルゲートオープン時間の早朝・夜間への拡大や24時間化について、流通業などの国内流通体制及び製造業の生産・出荷体制に応じたニーズ・需要等を踏まえながら、荷主等へのサービス強化の観点から港湾運営の一環として取り組む。

【国土交通省】

3) 安定的かつ安価な資源・エネルギー等の輸入の実現

ア)資源・エネルギー等の安定的かつ安価な輸入の実現に向けた効率的な海上輸送網の形成等

安定的かつ安価な資源・エネルギー等の輸入を実現し、国際的に見て対等な競争条件を確保することで我が国産業の国際競争力を支えるため、効率的な共同配船等の拠点となる港湾について、これらの船舶の大型化に対応した港湾施設を整備するとともに、岸壁、荷役機械等の整備に対する支援に係る取組を進める。さらに、潮位差利用による入出港の弾力化や夜間入港の制約要因の解消に向けた検討を行う。

【国土交通省】

4) 貨物情報の充実・活用促進

ア) N A C C S と C o l i n s の機能統合による総合的物流情報プラットフォームとしての更なる機能の充実

コンテナ物流情報サービス(C o l i n s)は、コンテナ物流業務の効率化を図るため、海貨業者や陸運事業者等の民間事業者間でコンテナ物流情報を共有することを目的に構築したシステムである。輸出入等関連業務及びこれに関連する民間業務を処理するN A C C S の次期システム更改(平成 29 年 10 月予定)において、N A C C S に C o l i n s の機能を反映し、総合的物流情報プラットフォームとしての更なる機能の充実を図る。 【国土交通省】

イ) N A C C S を活用したコンテナ搬出入手続の電子化の普及促進

現在、コンテナヤード(C Y)搬出入関連業務については、事前の事業者間の手続がそれぞれ異なる通信手段・書式により行われており、また、ゲート等における手続が電子化されていないため、事務処理の煩雑化を招いているところである。

このため、N A C C S を活用したC Y 搬出入手続の電子化の普及を図り、事務処理の効率化及び迅速化を図る。 【国土交通省】

ウ)北東アジア物流情報サービスネットワーク(N E A L - N E T)の構築とアジア地域等への展開(再掲)

日中韓物流大臣会合等の枠組みを通じて、港湾におけるコンテナに係る物流情報について、荷主・物流事業者がタイムリーかつ効率的に把握可能なシステムを構築し、アジア地域等への展開を図る。また、他の輸送モードに係る貨物情報の共有について協議する。 【国土交通省】

5) 高規格幹線道路網の整備、高速道路ネットワークの有効活用の促進等

ア) 効率的な道路ネットワークの整備

迅速かつ円滑な物流を実現し、立地競争力の強化にも資する物流ネットワークを構築するために、三大都市圏環状道路をはじめとする高規格幹線道路の整備、物流上重要な道路の区間に存する国際海上コンテナ積載車両の通行支障区間の解消、枢要な空港・港湾へのアクセスの向上などを推進する。 【国土交通省】

イ) 「次世代ITS」の推進

ETC2.0を活用した道路交通情報の配信や収集したプローブによる経路の確認等を推進するとともに、路側からの情報提供技術の連携・融合などによりITS技術の高度化を推進することで、交通流円滑化や物流効率化を推進する。 【国土交通省】

ウ) 交通流対策の推進

交通の円滑化及び環境負荷の低減を図るため、信号制御の高度化等の対策を講じる。また、ITSの推進として、VICSの普及、新交通管理システム(UTMS)の整備を推進するとともに、高度な道路交通情報の提供、経路誘導等に取り組む。さらに、信号機の改良や交通管制システムの高度化等の交通安全施設等の整備を促進する。 【警察庁】

エ) スマートインターチェンジの整備

地域経済の活性化や渋滞の低減等を図るため、スマートインターチェンジの整備により、既存の高速道路ネットワークの有効活用を図る。 【国土交通省】

オ) 大都市圏の渋滞ボトルネックの対策

深刻な渋滞の低減を図るため、関係者の意見を広く聴きながら、渋滞ボトルネック箇所等の交通障害箇所の抽出を行い、対策を推進する。 【国土交通省】

6) 航空物流の利便性向上

ア) 首都圏空港(成田国際空港・東京国際空港)の機能強化

首都圏空港については、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会までの空港処理能力約8万回の拡大に向けた取組を最優先に進めているところ。

国際航空貨物の大宗を担う成田国際(成田)空港においては、航空物流機能の一層の

強化を図るため、貨物地区の混雑緩和、動線の簡素化等、効率化の取組を進めるとともに、圏央道の整備も踏まえつつ、将来の貨物需要に応えるための方策等を検討する。

東京国際（羽田）空港においては、平成 28 年冬ダイヤで米国路線の拡大により就航先が増加した国際航空ネットワークや、国内最大のビジネス拠点かつ一大消費地である都心への近接性等の羽田空港の優位性を生かし、事業者と協力しながら品質の維持と貨物の更なる取り込みに向けた利用促進の取組を推進する。

【国土交通省】

イ) 関西国際空港における貨物ハブ空港戦略の推進

関西国際空港については、航空貨物の国際ネットワークにおける拠点空港化・中継空港化を実現するため、貨物空港ハブ化のための施設整備や、物流コスト低減に資する料金戦略を実施するとともに、フォワーダー・経済界・自治体との連携や特区制度の活用により、物流ルートの呼び込みや新たな航空貨物需要を創出する取組を推進する。

【国土交通省】

ウ) 中部国際空港の利活用の推進

ものづくりの一大拠点である中部圏の国際拠点空港として、地域の需要に対応できる利便性の高い貨物ネットワークの再構築を目指し、貨物便着陸料割引制度の拡充、航空機関連部品等のシー&エア輸送による拠点機能の強化を実施するとともに、関係者による一層の連携を図りつつ、地域一体による総合的な利用促進策の展開を図る。

【国土交通省】

エ) 那覇空港の機能強化

アジアにおける国際航空貨物の拠点として、貨物取扱量が増加する中、平成 26 年 1 月に工事着手した滑走路増設については、平成 31 年末までの工事完了、平成 32 年 3 月 31 日の供用開始を目指し、事業を推進する。 【国土交通省】

オ) オープンスカイの戦略的な推進

平成 22 年 10 月以降、30 カ国・地域との間で首都圏空港を含むオープンスカイに合意し、航空貨物輸送についてもより自由な枠組みを設定してきており、今後もオープンスカイを戦略的に推進する。 【国土交通省】

カ) 国際貨物チャーターの活用促進

チャーターの活用促進に関しては、2 度にわたりエアライン・チャーター制度の要件緩和を実施（平成 25 年 5 月 16 日付け及び平成 28 年 3 月 25 日付けで通達を改正）

しており、引き続き、国際貨物チャーター等、制度の適切な運用を実施する。 【国土交通省】

7) 国内・国際複合一貫輸送の実現

ア) 日中韓のシャースの相互通行による海陸一貫輸送の推進

日中韓物流大臣会合の枠組みを通じて、一方の国のシャースが海上輸送を経て相手国の国内を通行することを相互に可能にすることにより、国境を越えた効率的でスピーディーな海陸一貫輸送を実現する。日韓間においては、パイロットプロジェクトを推進・拡大し、また、シャースの相互通行実施のための制度構築に向け、両国で協議・検討する。日中間においては、パイロットプロジェクトの実施可能性について、両国で協議・検討する。 【国土交通省】

イ) 鉄道を活用した多様なコンテナ国際・国内複合一貫輸送の推進

国際海上コンテナの国内輸送におけるトラックから鉄道への転換(モーダルシフト)を推進するため、輸出入荷主・物流事業者等に対し貨物駅でのインランドデポ活用など効率化手法の提案等に取り組むとともに、40ft コンテナの利用促進を図る。なお、ハイキューブコンテナについては、トンネルの高さ等の制約に対応する低床化した貨車の開発・試験的導入を行い、鉄道輸送を可能とするための実用性等の検証を行う。

東アジアとの国際物流の増加に対応し、近距離の国際物流において利用が増加しつつある多頻度・小ロット輸送に適した 12ft コンテナについて、鉄道貨物輸送とROR船、フェリー航路や韓国の鉄道会社とが連携し、Sea & Rail、Rail-Sea-Rail サービスを推進する。また、国際海上コンテナで輸入された部品等を日本国内各地の工場へ仕分発送するニーズに対応し、需要を見極めつつ貨物駅における 12ft コンテナへの積替施設の整備を図る。 【国土交通省・環境省】

ウ) 特殊車両の通行許可手続の円滑化に向けた検討

韓国や中国との間で実施され、又は検討されているシャースの相互運行等にも資することとなるよう、特殊車両の通行許可手続の円滑化に関する検討を進める。

【国土交通省】

エ) 複合一貫輸送のさらなる効率化

物流効率化とともにモーダルシフトによる温室効果ガス排出削減にも寄与する複合一貫輸送ターミナルの整備により、輸送のサービス水準を向上する。 【国土交通省】

8) アジア物流圏における海上運送の効率化

ア) 海上輸送拠点の強化

経済のグローバル化の進展やアジア地域の急速な発展により、急増する中国を中心とした東アジアの物流に関し、立地環境等において優位性のある地域を中心とした迅速かつ低廉な輸送体系を戦略的に構築するための港湾施設の整備等を進める。【国土交通省】

9) 鉄道・内航海運の基盤整備等の推進

ア) 鉄道の輸送力増強、駅設備の近代化、積載率の向上

環境負荷の少ない大量輸送機関である鉄道貨物輸送へのモーダルシフトを促進するため、輸送機材強化・更新等による輸送能力の拡大、20ft コンテナ、31ft コンテナ、40ft コンテナ等の大型コンテナ取扱駅の拡充及び鉄道貨物駅のE & S（着発線荷役方式）化、入換の効率化等、駅設備の近代化を推進する。

また、IT-FRENS（貨物列車の予約の管理と申込の最適化を行うシステム）を活用し、個々の荷主の需要に応じた輸送枠調整を行うこと等で積載率の向上を図る。

【国土交通省】

イ) 内航海運の活用促進と輸送力強化のための基盤整備等の推進

「内航海運代替建造対策検討会」において取りまとめた「内航海運における代替建造促進に向けた施策の方向性」に基づき、船舶管理会社の活用を促進するため、「内航海運における船舶管理業務に関するガイドライン」の策定・公表、船舶管理会社のガイドラインへの適合性評価手法の導入による船舶管理サービスの「見える化」を図った。また、交通政策審議会海事分科会基本政策部会のとりまとめを踏まえ、船舶管理会社の活用を含む内航海運事業者のグループ化や集約化による経営基盤強化の更なる推進を図るとともに、「内航海運の活性化に向けた今後の方向性検討会」を設置し、内航海運の産業としての持続的発展を促進するよう必要な方策の検討を行う（グループ化や集約化についてもこの検討の中で再検証を行う。）加えて、共有建造制度などにより、内航船舶の代替建造等を促進する。【国土交通省】

10) 資源の有効活用につながる静脈物流拠点の整備

ア) リサイクルポート施策の推進

循環型社会形成推進基本計画等に基づき、循環資源の広域流動の拠点となる港湾をリサイクルポートに指定し、岸壁等の港湾施設の確保や官民連携の促進により、海上輸送による静脈物流ネットワークを形成し、循環型社会の構築に寄与する。

【国土交通省・環境省】

1 1) 貿易円滑化に向けた取組

ア) 通関関係書類の電子化・ペーパーレス化の促進

N A C C S を利用した通関関係書類の電磁的記録による関係者間の受け渡しを可能とするとともに、貿易に関連する省庁への手続及び民間の貿易取引における手続の電子化の推進により、通関関係書類の電子化・ペーパーレス化を促進する。また、A E O 事業者による輸出入申告官署の自由化については、平成 29 年秋の施行に向けて必要な作業を進める。 【財務省】

(3) 荷主・物流事業者の連携による物流の効率化と事業の構造改善

1) 荷主・物流事業者間の契約における責任等の明確化等

ア) 荷主・物流事業者の連携による物流効率化

製・配・販連携協議会や食品ロス削減のための商習慣検討ワーキングチームの取組など事業者団体等が主体的に行う商慣習改善等の取組を進めるとともに、グリーン物流パートナーシップ会議等を活用して荷主・物流事業者に情報提供を行う。

また、荷主と物流事業者が連携して実施する商習慣改善等の優良事例について、グリーン物流パートナーシップ会議を活用して荷主・物流事業者に普及啓発を行う。

【国土交通省・経済産業省】

さらに、社会資本整備審議会・交通政策審議会答申(平成 27 年 12 月 25 日)等を踏まえ、平成 28 年通常国会で改正された「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」(物流総合効率化法)に基づき、荷主・物流事業者や国、自治体等の多様な関係者の間で新たな連携を構築し、社会システムとしての物流システムの更なる効率化・最適化を図るための取組を推進する。 【国土交通省】

イ) トラック事業の運送引受時における運送契約に関する重要事項の書面化の推進

トラック事業においては、短時間での効率的な輸送、附帯業務(貨物の荷造り、仕分け等)の実施など荷主等の多様化するニーズへの対応が求められている。一方、その運送契約については、いわゆる口頭契約により運送条件をあいまいな形で締結する等、ミスマッチに伴う非効率な取引形態が少なからず見られるため、書面により当事者が諸条件を確認、合意する必要性がある。

このため、「トラック運送業における書面化推進ガイドライン」の普及啓発等により、運送契約の書面化を図り、トラック事業者と荷主等との関係の適正化を進めるとともに、トラックの事業の改善を図る。 【国土交通省】

ウ) 共同輸配送の促進

共同輸配送のための事業者間の出会い(マッチング)を促進する方策として、荷主・物流事業者等の協力を得て試行的にマッチングシステムを開発・運用し、効果的かつ利便性の高いマッチングの仕組みを検証することで、異業種の企業間等における共同輸配送の促進を図る。

幹線でのトラック輸送について、物流の効率化やトラックドライバー不足対策の観点から、事業者間での共同輸配送の取組を推進する。 【国土交通省・環境省】

2) 非効率を招く慣行の是正に向けた取組

ア) 貨物自動車運送事業法第 64 条における勧告制度の適切な運用

安全確保には、荷主等による理解と協力が不可欠であることから、貨物運送事業者に対する荷主等からの安全運行支援や明確な運送状の提供等の徹底を図る。

その上で、一定の場合に荷主への勧告を行う制度を適切に運用し、荷主の行為が安全阻害を惹起する事態を防止する。 【国土交通省】

イ) 物流に係る取引の適正化

独占禁止法(物流特殊指定)及び下請法の周知及び執行を通じ、取引の適正化を推進するとともに、その実施に必要な体制整備に努める。 【公正取引委員会】

3) 物流事業における構造改善の推進

ア) 物流に係る統計データの蓄積

効率的で環境にも十分配慮した貨物輸送体系や輸送施設整備計画を検討するために、全国の貨物流動について真の発着地、産業活動と貨物流動との関連等を把握できる「全国貨物純流動調査」を引き続き実施し、統計データの蓄積を図る。

また、主要都市圏における「物資流動調査」を引き続き実施し、統計データの蓄積を図る。

「自動車輸送統計」をはじめとする交通関連の基礎統計について、輸送の効率化に係る指標を作成し、蓄積等を図るため、体系的整備等を行う。また、各輸送統計について、輸送貨物品目分類を統一した上で、各品目の特性に応じた輸送実態(品目別輸送トン数、輸送トンキロ)を把握し、統計データの蓄積を図る。 【国土交通省】

イ) 物流事業者の生産性向上の促進等

物流事業者が自らの業務効率を客観的に図る指標（荷役稼働率等）を導入することにより自らの強み・弱みを正確に把握し、現場レベルでの改善を推進するとともに、荷主に対して客観的データに基づき合理的な物流効率化方策を提案できるような仕組みの構築を図る。また、潜在的輸送力を活用することにより、物流生産性革命を実現する。
【国土交通省】

ウ) 新しい物流サービスの創出の促進

宅配便運送サービスを利用した「手ぶら観光」を促進し、訪日外国人旅行者の旅行の利便性や満足度を向上させるため、共通ロゴマーク・HP・パンフレット等を活用し、日本政府観光局（JNTO）を通じた周知、海外の旅行代理店・航空会社への商品組み込みの促進や宅配事業者・免税店におけるマークを活用した販売活動を推進するとともに、商店街等における免税手続と配送手続を一括して行うなど更なるサービスの高度化を図る。 【国土交通省】

「未来への投資を実現する経済政策」（平成 28 年 8 月閣議決定）に基づき、農林水産物・食品輸出額の平成 31 年（2019 年）1 兆円達成に向けて、鮮度保持輸送技術の普及促進等農林水産物・食品の輸出における物流の改善について取組を進める。 【国土交通省・農林水産省】

エ) JR 貨物の経営安定化に向けた支援

国においては、鉄道建設・運輸施設整備支援機構（鉄道・運輸機構）の特例業務勘定を活用した無利子貸付（平成 23 年度から 29 年度まで 700 億円分）を実施し、老朽化した機関車・貨車の更新投資を促進するなど、JR 貨物の経営安定化に向けた支援策を講ずる。

JR 貨物においては、平成 23 年度に策定した経営自立計画に基づき、成長戦略の着実な推進、業務効率化、原価・収益分析と管理会計の強化による収益力向上に取り組み、長期持続的に利益を確保することが可能な経営自立を目指す。 【国土交通省】

オ) 内航海運の活用促進と輸送力強化のための基盤整備等の推進（再掲）

「内航海運代替建造対策検討会」において取りまとめた「内航海運における代替建造促進に向けた施策の方向性」に基づき、船舶管理会社の活用を促進するため、「内航海運における船舶管理業務に関するガイドライン」の策定・公表、船舶管理会社のガイドラインへの適合性評価手法の導入による船舶管理サービスの「見える化」を図った。また、交通政策審議会海事分科会基本政策部会のとりまとめを踏まえ、船舶管理会社の活用を含む内航海運事業者のグループ化や集約化による経営基盤強化の更なる推進を図

るとともに、「内航海運の活性化に向けた今後の方向性検討会」を設置し、内航海運の産業としての持続的発展を促進するよう必要な方策の検討を行う（グループ化や集約化についてもこの検討の中で再検証を行う。）。加えて、共有建造制度などにより、内航船舶の代替建造等を促進する。 【国土交通省】

4) 鉄道輸送サービスの改善及び貨物鉄道の利用促進

ア) 貨物鉄道輸送サービスの改善及び 31ft コンテナを利用した物流効率化の推進

鉄道輸送サービスの改善のため、低温物流における新しい温度管理コンテナの開発の推進や、輸送障害時において I T - F R E N S (貨物列車の予約管理システム)を通じて、利用運送事業者に対し、遅延した列車の到着予定時刻を素早く情報提供する体制を構築する。

また、31ft コンテナは 10 トントラックと同等の容積・形状であり、荷主企業にとって工場の生産や出荷体制に大きな変更を加えることなく鉄道利用にシフトすることが可能となることから、31ft コンテナ導入促進のための支援を行うことによりモーダルシフトの促進を図る。 【国土交通省・環境省】

5) 3 P L 事業者の養成・振興

ア) 3 P L 事業の促進による物流効率化の実現

近年のネット通販拡大等の状況も踏まえ、こういった新たな物流ニーズに対応した 3 P L 事業の担い手となる物流事業者の裾野の拡大を図るための施策を実施するとともに、引き続き 3 P L 事業を推進するための人材育成について、事業者団体と連携して推進する。 【国土交通省】

6) 物流施設のハード・ソフト面での整備・改善

ア) 臨海部の物流施設の更新・機能強化の推進

大都市の経済活動を活性化し、我が国における大都市の国際競争力を強化するため、特定都市再生緊急整備地域を核とする大都市圏における国際物流の結節地域である国際戦略港湾等周辺において、物流拠点の整備・再整備へ支援を行う。 【国土交通省】

イ) 物流拠点の整備推進

土地区画整理事業及び流通業務市街地の整備に関する法律（昭和 41 年法律第 110 号）による流通業務団地造成事業により物流拠点の整備を推進する。 【国土交通省】

ウ) 幹線物流全般・都市圏における輸配送の効率化、3PLの推進、環境負荷低減等に資する物流施設の整備

物流総合効率化法の活用により、近年の貨物の多品種少量化への対応、高速道路IC、鉄道駅、港湾、空港等の周辺における輸配送の効率化、3PLの推進、労働力不足に対応するための省力化、環境負荷低減に資する物流施設の立地を促進するとともに、配送センター機能等を有するターミナル施設の整備を図る。 【国土交通省】

7) 安定的かつ安価な原材料輸入の実現

ア) 資源・エネルギー等の安定的かつ安価な輸入の実現に向けた効率的な海上輸送網の形成

安定的かつ安価な輸入の実現に資する大型船に対応した港湾機能の拠点的確保や企業間連携の促進等、ソフト・ハード一体となった総合的な施策を実施し、国全体として安定的かつ効率的な資源・エネルギー等の海上輸送網の形成を図る。 【国土交通省】

8) 車両の大型化に向けた環境整備と安全性優良事業所(Gマーク)の認定取得促進

ア) 貨物車が通行するのに望ましい経路の指定等

「道路法等の一部を改正する法律」(平成25年法律第30号)による改正後の道路法の規定に基づき、40ft背高コンテナの積載車両、45ftコンテナの積載車両等が通行すべき道路の区間を国土交通大臣が指定し、当該区間を利用しやすくするため、特殊車両の通行許可手続を一元的に実施する枠組みを導入する。 【国土交通省】

イ) 貨物自動車運送事業者の安全性優良事業所(Gマーク)の認定取得の促進

安全性優良事業所(Gマーク)認定制度は、貨物自動車運送事業法に基づいて、国土交通省が指定する全国貨物自動車運送適正化事業実施機関(全日本トラック協会)が事業者に対する巡回指導結果等を基に、安全性に対する法令の遵守状況、事故や違反の状況、安全性に対する取組の積極性に係る計38項目を評価の上、認定しているものである。

平成28年3月までに、22,242事業所(全事業所の26.5%)が認定を受けている。Gマークの認定取得の促進により、事業者全体の輸送の安全の向上を図るとともに、荷主等による選択に資する情報の充実、Gマーク事業所へのインセンティブの付与等官民一体となって普及に向け対策を進める。 【国土交通省】

(4) 国民生活の維持・発展を支える物流

1) 食の安全のための卸売市場における品質管理の徹底

ア) 卸売市場施設整備の推進（ニーズに対応した卸売市場施設の整備）

食の安全や実需者ニーズに的確に対応するため、必要な整備を推進する。

コールドチェーンシステムの確立及び品質・衛生管理を図るため閉鎖型の低温売場施設、温度管理型倉庫等の整備

カット加工・小分け包装などへ対応するための加工処理高度化施設の整備

生産情報、価格情報、商品ニーズ等を把握するための情報処理施設の整備

産地や小売店の大型化に対応するための買荷保管・積込施設等の整備

【農林水産省】

2) 物流の効率低下につながる取引慣行を含めた物流の現状把握と課題解決

ア) 食品ロス削減の総合的な推進

過剰在庫や返品等の商慣習によって発生する食品ロス等は、個別企業等の取組では解決が困難である。このため、納品期限の緩和を始めフードチェーン全体で解決していくことが必要な商慣習の見直しに向けた取組を促進する。【農林水産省・経済産業省】

イ) インターネット通販市場の拡大に伴う宅配の再配達増加への対応

物流分野における労働力不足が懸念されている中、インターネット通販市場の拡大に伴い宅配貨物の不在再配達が増加していることから、「宅配の再配達の削減に向けた受取方法の多様化の促進等に関する検討会」報告書を踏まえ、再配達の削減に向けた対策を促進する。【国土交通省】

3) 都市部における物流マネジメント等の促進

ア) 都市部の複合ビル等における共同輸配送等の促進

都市部の複合ビル等におけるオーナー、テナント、物流事業者等関係者の連携・協働による共同輸配送等を支援するとともに、優良事例について地方自治体を含めた関係者に普及啓発を行う。【国土交通省・環境省】

イ) より良好な駐車秩序の確立

交通渋滞の緩和や環境負荷の低減を図るため、荷捌き駐車施設等の積極的な整備、きめ細かな駐車規制、違法駐車取締り等ハード・ソフト一体となった駐車対策を推進する。【警察庁・国土交通省】

ウ) 建築物への荷捌き駐車施設の設置義務化の促進

地方公共団体が駐車場法に基づき、一定規模以上の建築物に荷捌きのための駐車施設の設置(附置)を義務付ける条例を地域の实情に合わせて定めるよう、地方公共団体に対して会議等を通じて働きかけを行う。これにより、建築物における荷捌き駐車施設を確保する。【国土交通省】

エ) 貨物車交通のマネジメントの推進

物流の効率化と環境負荷の低減の両立を目指した貨物車交通マネジメントに関する制度などの全体的な枠組みについて、国際比較を含めた検討を行い、取りまとめられた成果の普及啓発や導入の促進を図る。【国土交通省】

オ) 物流を考慮した建築物の設計・運用

建築物内へのスムーズな貨物の搬入や屋内移動の確保等が図られるよう、円滑で効率的な物流の確保を考慮した設計や運用を促進する。【国土交通省】

4) 「買い物弱者問題」への対応

ア) 「買い物弱者問題」の改善

買い物弱者問題に取り組む各地域の地方自治体や民間事業者等による先進事例や地域の特性に応じたベストプラクティス等を情報共有ネットワーク及び説明会等で発信・共有するとともに、地方自治体・商店街と小売業・NPO等とのマッチング等を実施すること等により買い物弱者問題の改善に向けた地域の自立的な取組を促進する。【農林水産省・経済産業省】

5) 条件不利地域等における輸送網の確保・維持

ア) 離島交通の安定的確保

離島航路の確保維持に資する公設民営化・省エネ船等への代替建造などの運航・経営効率化の促進、割高水準にある運賃の引下げへの支援を実施する。

離島における住民生活の安定・安全を確保するため、離島航路における船舶の就航率の向上や船舶の大型化に対応するための防波堤や岸壁の整備等を推進する。【国土交通省】

イ) 輸送網確保についての取組促進

過疎地等における事業者とNPO等の協働による宅配サービスの維持・改善や買い物難民支援等にも役立つ新たな輸送システムを構築するため「小さな拠点」を核とした貨物輸送の共同化、生活支援サービスとの複合化、公共交通事業者等の輸送力を活用した貨客混載の取組等を推進する。また、関係者の合意形成の円滑化や相互理解を深めるため、自治体の主体的な関与の下、地域の多様な関係者から構成される協議会の設立等を促す。

また、小型無人機による荷物の配送の実現のための環境の整備に取り組む。

【国土交通省】

(5) 物流を支える人材の確保・育成

1) 物流現場を支えるトラック運転手、船員の確保・育成

ア) 物流の多様な現場を支える人材の確保・育成

少子高齢化等の影響による物流分野における労働力不足について、就業環境の改善、業界イメージの改善、人材の確保・育成といった観点から、「物流分野における労働力不足対策アクションプラン」等に基づき、物流分野における総合的な取組を推進する。

【国土交通省】

イ) トラック運転手の確保・育成

トラック運転手の確保・育成に向けては、労働条件の改善が重要であることから、荷主、運送事業者、関係省庁等により構成される「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」の枠組みを活用し、取引環境の改善及び長時間労働の抑制に取り組む。

また、上記に加え、トラック運転手の確保・育成に向けて、以下のような官民連携による取組を強化する。

- ・学校等との連携の強化により若年層へのアピールの強化
- ・トラガール促進プロジェクトサイト等を活用した業界の魅力のPR・情報発信
- ・ITを活用した中継輸送の導入促進に向けた取組
- ・若者・女性が働きやすい労働環境の構築に向けた、事業者向けのパンフレット等を活用した経営者への啓発強化 等【国土交通省】

ウ) 船員の確保・育成

海運の安定輸送を支える船員の確保・育成は、少子高齢化・人口減少がますます進展する中で、喫緊の課題となっていることに鑑み、事業者の計画的な雇用及び教育訓練への支援や、官労使による船員のキャリア形成訓練及び離職船員の雇用増加に資する訓練機会の提供等を実施する。 【国土交通省】

2) 物流技術・技能の習熟度認定資格制度の充実

ア) 物流関連の資格・認定制度の改善・充実

物流に携わる人材を育成するために、物流に関わる技術・技能の資格についてのニーズ調査及び対応の検討に取り組む。 【国土交通省】

3) 中小物流事業者における人材育成の推進

ア) 資格講座等を通じた物流人材育成の促進

民間団体が実施するセミナー等に講師を派遣する等の支援を行う。 【国土交通省】

イ) 3PL事業の促進による物流効率化の実現

近年のネット通販拡大等の状況も踏まえ、こういった新たな物流ニーズに対応した3PL事業の担い手となる物流事業者の裾野の拡大を図るための施策を実施するとともに、引き続き3PL事業を推進するための人材育成について、事業者団体と連携して推進する。 【国土交通省】

4) 荷主における物流に精通した人材の育成

ア) 物流技術管理士資格制度等による荷主における物流人材の育成

物流技術管理士資格制度の普及等により、荷主側における物流に精通した人材の育成を図るとともに、我が国の人材育成ノウハウをアジア諸国等に提供し物流管理水準の向上を図る。 【経済産業省】

5) 国民各層における物流知識の普及啓発

ア) 物流に関する知識の普及啓発

国土交通省が行う事業や施策について、国民各層からの要望に応じて職員が出向き、説明や意見交換を行う「出前講座」において、物流をテーマとした講座の充実を図る。また、大学における寄付講座等への協力や自治体職員、事業者等を対象とした物流研修等の取組を実施する。さらに、民間団体等と連携し、国民各層を対象とした物流の現場見学会等の充実を図る。

海上物流については、国民各層、特に若年層を対象として「海の日」や「海の月間」等の機会を通じて、国土交通省及び出先機関である地方運輸局が自治体、事業者、関係

団体、学校・教育委員会等と協力・連携しながら練習船の一般公開や海事施設見学会等を行い、海上物流の重要性や仕事の魅力について認識を深めてもらうための継続的な取組を推進する。また、初等中等教育レベルにおいて、海洋教育を推進するための取組を進めるよう検討する。【国土交通省】

2. さらなる環境負荷の低減に向けた取組

1) 省エネ法による取組促進と活用

ア) 省エネ法の特定荷主及び特定輸送事業者の支援並びに省エネ法スキームの活用等

省エネ法により、5年間で中長期的にみて年平均1%以上のエネルギー消費原単位の改善が特定荷主や特定輸送事業者に求められ、CO₂排出量削減の取組を検討しようとする機運が高まっていることから、引き続き、荷主と物流事業者の企業単位での省エネの取組を促進していく。【経済産業省・国土交通省】

2) 道路ネットワークの整備と貨物車による効率的輸送の環境整備

ア) 環境負荷の低減に資する道路整備

環状道路やバイパス道路の整備、交差点の立体化、開かずの踏切の解消等の渋滞対策を推進する。【国土交通省】

イ) 「次世代ITS」の推進

ETC2.0を活用した道路情報等の配信や収集したプローブによる経路の確認等を推進するとともに、路側からの情報提供技術の連携・融合などによりITS技術の高度化を推進することで、交通流円滑化や物流効率化を推進する。【国土交通省】

ウ) 交通流対策の推進（再掲）

交通の円滑化及び環境負荷の低減を図るため、信号制御の高度化等の対策を講じる。また、ITSの推進として、VICSの普及、新交通管理システム(UTMS)の整備を推進するとともに、高度な道路交通情報の提供、経路誘導等に取り組む。さらに、信号機の改良や交通管制システムの高度化等の交通安全施設等の整備を促進する。【警察庁】

エ) 貨物車交通のマネジメントの推進（再掲）

物流の効率化と環境負荷の低減の両立を目指した貨物車交通マネジメントに関する制度などの全体的な枠組みについて、国際比較を含めた検討を行い、取りまとめられた

成果の普及啓発や導入の促進を図る。 【国土交通省】

オ) 貨物車による輸送効率性の向上に向けた環境整備

「道路法等の一部を改正する法律」(平成25年法律第30号)による改正後の道路法の規定に基づき国土交通大臣が指定する大型車が通行すべき区間において、欧州等と同様の車両が円滑に通行することを視野に、十分な道路構造の確保、それを踏まえた道路の通行に係る重量規制の見直し等を行うことによって、貨物車が通行する経路の環境整備を図るための検討を進める。 【国土交通省】

3) モーダルシフトの推進及び大量輸送モードの輸送力強化

ア) モーダルシフト促進のための各種取組の推進

優良事例の普及啓発等を通じた荷主と物流事業者の連携強化によりモーダルシフトの裾野の拡大を図る。 【国土交通省・経済産業省】

船舶共有建造制度などにより、省エネ対応型船舶の代替建造等を促進する。さらに、エコシップ・モーダルシフト事業により、モーダルシフトを促進するための普及啓発を進める。 【国土交通省】

複合一貫輸送ターミナルの整備、フェリーによるトラックの無人航送の促進等により、陸上輸送から海上輸送へのモーダルシフトを促進し、輸送の効率化を図るとともに、環境負荷の小さい物流体系を構築する。 【国土交通省】

貨物鉄道輸送については、安全・安定及び効率的な輸送の推進のため、老朽機関車・貨車の取替について、鉄道・運輸機構の行う無利子貸付等の支援措置を活用し、設備投資を推進する。また、JR貨物が利用運送事業者や荷主企業と共同で貨物鉄道輸送を活用した物流効率化に取り組む「ソリューション活動」を強化し、最適なサービスの提供に取り組む。さらに、輸送障害に強い鉄道貨物輸送体系の構築について関係者が連携して取り組む。加えて、一般消費者を含めた環境にやさしい鉄道貨物輸送の認知度向上を図るエコレールマークの制度を通じて、モーダルシフトを推進する。

【国土交通省】

旅客鉄道を活用し貨物を輸送する新たな物流システムを構築する取組や大型コンテナの取扱駅拡大の取組に対し補助を行う。これを通じCO₂排出量の削減及び労働力不足対策を図る。 【国土交通省・環境省】

4) 輸配送における共同化の促進

ア) 共同輸配送の促進 (再掲)

共同輸配送のための事業者間の出会い(マッチング)を促進する方策として、荷主・物流事業者等の協力を得て試行的にマッチングシステムを開発・運用し、効果的かつ利便性の高いマッチングの仕組みを検証することで、異業種の企業間等における共同輸配送の促進を図る。

幹線でのトラック輸送について、物流の効率化やトラックドライバー不足対策の観点から、事業者間での共同輸配送の取組を推進する。 【国土交通省・環境省】

5) 各輸送モード等における省エネ化等及び環境負荷低減の推進

ア) 荷主による物流効率化・環境負荷低減の促進

物流業務の自動化と拠点集約を含めた新たな物流システムの構築を促進することにより、物流効率化と環境負荷の低減を図る。 【経済産業省】

イ) トラック輸送における省エネ化、低公害化の促進

トラック事業者に対し、環境対応車やCNGトラック等の導入に対する支援やエコドライブ等の普及・推進等により、トラック輸送の省エネ化、低公害化を図る。 【国土交通省・環境省】

ウ) 国際海運からの省エネ・省CO₂対策(次世代海洋環境技術開発支援事業及び国際的枠組み作り)

国際的な枠組み作りと技術開発・普及促進を一体的に推進する観点から、船舶からの更なるCO₂排出量削減を目標とする世界最先端の海洋環境技術開発を推進するとともに、IMO(国際海事機関)におけるCO₂排出規制(燃費規制)の段階的強化及び燃料消費実績報告制度(実運航での燃費の「見える化」)等の国際的枠組み作りの議論を主導する。 【国土交通省】

エ) 天然ガス燃料船の普及促進

天然ガス燃料船は環境性能に優れその普及拡大が期待されているところであり、我が国の海運・造船事業者においても、その実用化を目指した取組が始まっている。こうした取組を支援し、天然ガス燃料船の構造・機関等のハード面及び燃料供給などのソフト面の安全基準の策定・国際基準化など、天然ガス燃料船の普及に向けた環境整備のための事業を通じて、官民連携の下で天然ガス燃料船の普及を推進する。 【国土交通省】

オ) モーダルシフト促進のための各種取組の推進 (一部再掲)

船舶共有建造制度などにより、省エネ対応型船舶の代替建造等を促進する。さらに、エコシップ・モーダルシフト事業により、モーダルシフトを促進するための普及啓発を進める。

内航海運に係る燃料消費量については、より正確なデータを把握できるよう、整備を図る。 【国土交通省】

カ) 港湾における総合的低炭素化施策の推進

海上輸送と陸上輸送の結節点である港湾において、港湾活動に伴う温室効果ガス排出量の削減を図るため、省エネルギー設備等の導入支援や再生可能エネルギーの導入円滑化及び利活用等の推進、CO₂吸収に資する港湾緑地の整備や藻場等の造成等に取り組む。 【国土交通省・環境省】

キ) 貨物鉄道輸送の更なる省エネ化

省エネ効果が認められる新型省エネ機関車の導入費用の補助を利用することで、環境に優しい鉄道貨物輸送の更なる省エネ化を推進する。 【国土交通省】

ク) エコレールラインプロジェクト事業

鉄道は地域の中心に位置するものが多く、また極めて公共性の高い施設であり、災害時や電力逼迫時にも運行を確保し、地域住民の安全や安心を確保する必要があるとともに、帰宅困難者等が一時的に避難する場所として重要な役割を担っている。

このような背景から、鉄道関連施設低炭素化促進事業、鉄道車両低炭素化促進事業等の実施により、電力等エネルギーを効率的に使用する省エネ設備等の駅・運転指揮所等の施設への導入や、鉄道車両の省エネ化を促進する。 【国土交通省・環境省】

ケ) 物流施設の低炭素化の推進

物流総合効率化法の活用等により、高速道路IC周辺等における輸配送の効率化、3PLの推進、労働力不足に対応するための省力化、環境負荷低減に資する物流施設の立地を促進する。輸送拠点の併設又はトラック予約受付システムの導入により輸送と保管の連携が図られた倉庫の整備を促進し、空車で回送や手待ち時間を削減する。

また、物流拠点(営業倉庫・公共トラックターミナル)における低炭素化を促進するため、物流設備の省エネ化と物流業務の効率化の一体的実施による低炭素化を支援する。特に、水銀に関する水俣条約の発効及び水銀による環境の汚染の防止に関する法律により高圧水銀ランプの製造等が原則禁止になることから、高圧水銀ランプが多用されている物流施設のLED照明への転換を促進する。また、燃料電池フォークリフト等

の導入を促進する。 【国土交通省・環境省】

コ) グリーン経営認証制度の普及拡大

トラック、バス、タクシー、内航海運、旅客船、港湾運送及び倉庫の各事業者の環境改善の努力を客観的に証明し、取組意欲の向上等を図り、運輸部門における環境負荷の低減につなげていくための制度である「グリーン経営認証」について、当該制度の普及拡大を図り、運輸部門における環境負荷の更なる低減を目指す。 【国土交通省】

サ) グリーン物流パートナーシップ会議の推進

荷主と物流事業者等の関係者の連携による地球温暖化対策、それ以外の環境負荷の低減や物流の生産性向上等、持続可能な物流体系の構築に顕著な功績があった取組への表彰や優良事例の紹介等を行う。 【国土交通省・経済産業省】

6) 物流施設のCO₂排出量の削減

ア) 物流施設の低GWP・ノンフロン化の促進

関係団体等を通じて、自然冷媒の冷凍・冷蔵装置導入促進に関する啓発を行うとともに、施設内の低GWP(地球温暖化係数)化・ノンフロン化が進んでいない物流施設において、自然冷媒の冷凍・冷蔵装置の導入を促進する。 【国土交通省・環境省】

3. 安全・安心の確保に向けた取組

(1) 物流における災害対策

1) 交通インフラ等機能の早期回復可能な仕組みの検討・実施

ア) 道路の防災・震災対策

緊急輸送道路等における橋梁の耐震補強や代替路の整備を推進するほか、東日本大震災の経験を踏まえ、津波被害の想定されるエリアにおいて早期の道路啓開を実現するための計画策定など、道路の防災・減災対策を進める。 【国土交通省】

イ) 迅速な道路啓開のための官民での取組の推進

災害発生時の迅速な道路啓開を円滑に進めるため、民間団体と道路管理者との協定を締結する。また、道路管理者等の連携による協議会の枠組みを設け、道路啓開路線の選定を進める。 【国土交通省】

ウ) 港湾施設等の耐震・耐津波性能の強化等による防災・減災対策の推進

東日本大震災の教訓をふまえ、我が国の経済活動の維持・継続の観点から港湾物流機能を確保するため、海上輸送ネットワークの核となる重要な輸送拠点の耐震・耐津波性能の向上や粘り強い構造の防波堤による港湾における災害対応力の強化、港湾海岸における海岸保全施設の整備等の港湾における地震・津波対策を推進する。【国土交通省】

エ) 災害時における港湾機能の維持・早期復旧

大規模災害が発生した際にも、緊急物資等の輸送ルートを迅速に確保し、港湾背後の産業活動に係る物流の早期復旧を図るため、港湾関係者が連携して航路啓開等の応急復旧計画や港湾BCPの策定の促進等の事前準備の検討を進める。【国土交通省】

オ) 鉄道施設の耐震対策の推進

阪神・淡路大震災及び東日本大震災を踏まえ、また、防災・減災対策の強化が喫緊の課題となっている首都直下地震・南海トラフ地震対策等に備えて、より多くの鉄道利用者の安全確保や、一時避難場所や緊急輸送道路の確保等の公共的機能も考慮し、主要駅や高架橋等の耐震対策を一層推進する。【国土交通省】

カ) 卸売市場施設整備の推進（安全・安心に向けた卸売市場施設の整備）

災害時にも円滑な食品供給を確保するため、卸売市場施設の整備を推進する。

卸売市場施設の耐震化への支援を実施

引き続き、生鮮食料品等の流通において社会的なインフラである卸売市場施設の整備を実施【農林水産省】

キ) 災害時の水産物流通機能の確保

東日本大震災により、大きな被害を受けた漁港においては水産物の陸揚げ機能が喪失したため、地域水産業の早期再開、消費地への水産物供給に大きな影響が生じた。そこで、今後予想される大規模な地震・津波に備え、被災時の地域水産業の継続又は早期再開が可能となるよう陸揚げ岸壁の耐震化など漁港施設の防災力の強化を推進し、災害時の水産物の流通機能の確保を図る。【農林水産省】

ク) 緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化の促進

改正耐震改修促進法に基づき地方公共団体が指定する緊急輸送道路等の沿道建築物について、耐震化に係る支援を行う。【国土交通省】

2) 被災時の海上輸送広域連携体制の確立

ア) 広域的な復旧・復興体制や物流の代替性の確保

地域経済の維持・継続の観点から、港湾における迅速な避難の確保及び被災後の港湾機能の早期復旧に向けた関係者間の連携体制の構築を図るとともに、物流の広域的な代替性の確保を図る。 【国土交通省】

イ) 緊急輸送活動等に船舶を活用するための環境整備推進

国・地方自治体の防災計画や緊急輸送計画における位置付けと関係者間の役割分担、必要となる船舶の機能・役割やそれらを確保するための課題等を調査し、船舶の具体的な活用促進方策を取りまとめた。また、平事業からの離脱を円滑化する具体的方策及び船舶の活用に関する実務手順を定めたマニュアル例・ガイドラインを策定するとともに、活用可能な船舶を迅速に選定するプログラムを構築し、運用を開始した。これらの取組みを踏まえ、訓練等による継続的な点検・改訂を通じ、自治体等におけるマニュアルや選定プログラムの実効性を随時向上させるとともに、関係者間であらかじめ具体的な協議を行うなど、大規模災害時に船舶を活用するための環境整備を推進する。 【国土交通省】

3) 災害に備えた支援物資オペレーションの整備

ア) 災害に強い物流システムの構築（円滑な支援物資物流の確保）

国、地方公共団体、物流事業者等を構成員とする災害に強い物流システムの構築に関する協議会等を引き続き継続的に開催し、支援物資の広域的な受入拠点として物流事業者の施設のリスト化を進めるとともに、地方公共団体と物流事業者等との間の役割分担や発災時の体制等を規定した協力協定の締結を推進する。

また、円滑な支援物資物流を確保するために必要となる国・地方公共団体・物流事業者等との連携体制の整備を引き続き実施する。

加えて、多様な輸送手段の活用による円滑な支援物資物流の確保に向けた取組を実施する。 【国土交通省】

4) B C P（業務継続計画）策定支援と実践的な訓練の促進

ア) 災害に強い物流システムの構築（災害時におけるサプライチェーンの確保）

B C P策定事例の紹介やB C P策定のための人材育成等を通して、物流事業者のB C P策定を促進する。

また、荷主と物流事業者が連携した災害時における代替輸送の確保を含むB C Pの

策定のためのガイドライン等を周知することにより、BCPに基づいた関係者による訓練を促進する。【国土交通省・経済産業省】

イ) 貨物鉄道事業者のBCP策定の促進

荷主企業に対し物流業務の「分散化・複線化」によるリダンダンシー確保の観点から、JR貨物や物流事業者団体を通じて鉄道利用の提案に取り組む。【国土交通省】

5) 非常時のエネルギー供給の仕組み構築

ア) 災害時の石油供給の確保

大規模災害が発生した場合においても、被災地等へ石油製品を安定的に供給できるよう、石油製品の輸送体制、備蓄体制及び供給設備の災害対応能力の強化を図る。

災害時石油供給連携計画

石油会社に対し、共同で、地域ごとに、災害時の供給に関する計画(災害時石油供給連携計画)をあらかじめ作成し、災害時には、経済産業大臣の勧告に従い、協力して実行するよう義務付ける。

石油製品国家備蓄の増強

製油所が停止する事態を想定した、原油ではなくガソリン等の石油製品の形態での国家備蓄の増強を図る。

製油所・SS等の災害対応能力強化

製油所については、地震・津波に対する耐性総点検結果等も踏まえ、災害対応能力の強化を進める。また、サービスステーション(SS)・LPガス輸入基地及び充填所についても災害対応能力の強化を進める。【経済産業省】

6) 港湾における災害対応力の強化

ア) 災害時における港湾機能の維持・早期復旧(一部再掲)

大規模災害が発生した際にも、緊急物資等の輸送ルートを迅速に確保し、港湾背後の産業活動に係る物流の早期復旧を図るため、港湾関係者が連携して航路啓開等の応急復旧計画等の事前準備の検討を進めるとともに、大型船舶の待避場所の確保を推進する。また、民間事業者等が管理するコンビナートの護岸等の港湾施設の適切な維持管理を促進する。【国土交通省】

コンビナート内の製油所等については、上記の災害時における海上輸送機能の確保に向けた民有護岸等の改良の促進と連携し、地震・津波に対する耐性総点検結果等も踏まえ、耐震・液状化対策等の災害対応能力の強化を進める。【経済産業省】

7) 食品の物流における早期回復に向けた協力・連携体制の構築

ア) 食品サプライチェーンの強靱化

首都直下地震及び南海トラフ地震の被災が想定される地域において、震災時に円滑な食料供給を維持し、及び早期に回復させるため、食品産業事業者団体を通じた啓発・普及のためのセミナーや事業者間のマッチングの場を提供することにより、事業者間の連携・協力体制構築の促進を図る取組を支援。 【農林水産省】

8) 卸売市場における耐震化の支援

ア) 卸売市場施設整備の推進（安全・安心に向けた卸売市場施設の整備）（再掲）

災害時にも円滑な食品供給を確保するため、卸売市場施設の整備を推進する。

卸売市場施設の耐震化への支援を実施

引き続き、生鮮食料品等の流通において社会的なインフラである卸売市場施設の整備を実施 【農林水産省】

(2) 社会資本の適切な維持管理・利用

1) 貨物車の適正な道路利用の促進

ア) 貨物車が通行するのに望ましい経路の指定等（再掲）

「道路法等の一部を改正する法律」(平成25年法律第30号)による改正後の道路法の規定に基づき、40ft 背高コンテナの積載車両、45ft コンテナの積載車両等が通行すべき道路の区間を国土交通大臣が指定し、当該区間を利用しやすくするため、特殊車両の通行許可手続を一元的に実施する枠組みを導入する。 【国土交通省】

2) 特殊車両の通行条件の検討

ア) 大型車両の道路利用の適正化

「道路法等の一部を改正する法律」(平成25年法律第30号)による改正後の道路法の規定に基づく報告徴収権及び立入検査権を活用しつつ、取締基地や自動計測装置の計測により把握した違反者に対して直接指導して改善を求めるなどし、一層の取締り・指導の徹底を図る。 【国土交通省】

イ) 特殊車両の通行支障の状況に応じた通行条件の付与

特殊車両の通行許可に関して、付与される通行条件の内容をより望ましいものとする

るため、具体的措置内容を含めてその通行条件の在り方の検討を進める。【国土交通省】

3) 港湾施設の適切な維持管理

ア) 長寿命化計画に基づく港湾施設の適切な維持管理の実施

港湾施設単位で作成する個々の施設の長寿命化等に資する計画(維持管理計画)や港湾単位で費用の平準化を図りつつ各種施設を更新するための予防保全計画を策定し、活用するとともに、点検方法等を明確化し、地方公共団体への技術的支援を行うことにより、適切な維持管理を推進する。【国土交通省】

(3) セキュリティ確保と物流効率化の両立

1) AEO事業者への輸出入手続における簡素化の推進

ア) AEO輸出者に対する輸出許可後の申告内容変更手続の改善とAEO相互承認によるAEO事業者の貿易円滑化支援

AEO輸出者に対する輸出許可後の申告内容変更手続の改善策について、平成25年4月に関税基本通達等の規定を整備し、その実施をしてきているところ、引き続き官民で意見交換を実施し、必要に応じ、更なる可能な手続簡素化策を検討する。

上記施策とあわせ、AEO相互承認()について、相手国のAEO制度運用能力やその運用状況が我が国と同等の水準であることを十分に確認した上で、可能な範囲で相互承認に向けた取組を進める。

AEO制度を有する二国間で、それぞれのAEO制度(AEO事業者)を相互に承認することにより、二国間物流におけるセキュリティレベルを向上させつつ、国内外一貫した一層の物流円滑化を目指すもの。これまでに我が国は、ニュージーランド、米国、EU、カナダ、韓国、シンガポール、マレーシア及び香港と署名している。【財務省】

2) 効率的な検査制度の確立

ア) 新KS/RA制度の適切な運用

RA事業者において適切な保安対策が講じられているか、KSが講じる保安対策の実施状況も含め、RA事業者に対する監査を通じて、指導・監督を図る。

具体的には、平成27年度はRA事業者56社に対し監査を実施。同年度末までにRA事業者(平成28年3月現在約160社)のうち、145社に対する監査を実施した。平成28年度においては、残りの事業所の他、引き続きRA事業者に対する監査を継続す

る。

また、新制度導入に伴う荷主や物流事業者における負担を踏まえ、関係者との十分な意見交換の機会を設け、より効率的な検査制度について検討する。 【国土交通省】

(4) 輸送の安全、保安の確保

1) 輸送の安全確保への取組推進

ア) 道路交通の安全確保

貨物自動車に係る交通事故防止を図るため、運転者教育の充実に努めるとともに、関係機関団体と連携して交通事故防止に関する広報・啓発に努める。 【警察庁】

イ) A S V技術等を活用した大型トラックの車両安全対策

技術基準の策定、補助制度、税制特例等により、A S V技術等を活用した大型トラックの車両安全対策を引き続き実施する。 【国土交通省】

ウ) 安全運転を支援するシステムの導入・普及

車載レーダーの高度化に関する研究開発や車車間通信に関する検討等、安全運転を支援するシステムの導入・普及のための環境整備等を実施する。 【総務省】

エ) 運行管理制度の徹底や監査の充実等による貨物自動車運送事業の輸送の安全性向上

5両未満事業者の運行管理者選任の義務化に加え、運行記録計の義務付け対象の拡大、準中型免許の創設を踏まえた指導監督実施の義務付け等の運行管理制度の徹底、デジタル式運行記録計の普及促進等による運行管理の高度化の推進や、より高度かつ複合的な事故要因の調査分析と、客観性があり、より質の高い再発防止策の提言を得るために、事業用自動車事故調査委員会を設置するとともに、悪質な事業者への集中的な監査と厳格な処分実施などの安全対策を実施することにより、貨物自動車運送事業の輸送の安全性向上を図る。

また、行政が保有する事業用自動車に関する各種情報の分析機能を強化するため、事業者特性・事故原因等の相関及び傾向を分析し、事故を惹起するおそれの高い事業者等を抽出する「事業用自動車総合安全情報システム」を構築し、効果的・効率的な指導・監督を実施し、事業用自動車による事故の未然防止を実現するとともに、監査実施体制の充実・強化を図る。 【国土交通省】

オ) 国際海上コンテナの陸上輸送における安全確保

国際海上コンテナを積載したトラックの横転事故等を防止するため、コンテナ情報の確実な伝達・不適切コンテナの発見・是正のための措置等を新たに盛り込んだ「国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドライン」に基づく取組が、関係事業者において着実に実施されるよう周知徹底を図る。このため、実施状況のフォローアップを行うとともに、必要に応じて、更なる安全性向上のための措置を講ずる。【国土交通省】

カ) 運輸安全マネジメント制度の推進

事業者が社内一丸となった安全管理体制を構築・改善し、国がその実施状況を確認する運輸安全マネジメント制度については、評価対象事業者を従来拡大してきたところ、今後はさらに制度の実効性向上を図るとともに、そのコンセプトを全ての事業者へ普及することを目指すなど、充実強化を図る。【国土交通省】

2) 交通安全施設等の整備の推進

ア) 効果的・効率的な交通事故対策の推進

交通安全施設等の整備を推進することにより、道路交通環境の改善を進める。【国土交通省・警察庁】

3) 日本商船隊の安定的な国際海上輸送確保の推進

ア) 安定的な国際海上輸送の確保

安定的な国際海上輸送の確保を図るため、日本船舶・船員確保計画の認定を受けた外航船舶運航事業者に対するトン数標準税制の適用等の支援を通じ、日本商船隊の国際競争力の向上並びに日本船舶及び日本人船員の確保を図る。【国土交通省】

4) 国際物流の安全確保に向けた取組推進

ア) マラッカ・シンガポール海峡における航行安全対策

マラッカ・シンガポール海峡については、「協力メカニズム」の下で実施されるプロジェクトのうち、航行援助施設の整備に関する協力や、航行援助施設の維持管理に係る人材育成を推進するとともに、同メカニズムを有効に機能させ、同海峡における航行安全・環境保全対策の充実が図られるよう、利用国、利用者等に幅広く参加を働きかける。【国土交通省】

イ) ソマリア沖・アデン湾周辺海域の海賊対策

凶悪な海賊行為の多発海域であるソマリア沖・アデン湾周辺海域において、国民生活に不可欠な物資を輸送する日本船舶の航行の安全を確保するため、当該海域を航行する日本船舶において小銃を所持した民間武装警備員による警備を行うことを可能とする船舶警備特措法に基づき、民間武装警備員の乗船警備に係る運用を推進する。

また、引き続き、海賊対処法に基づく海賊対処のため、ソマリア沖・アデン湾へ派遣される海上自衛隊の護衛艦に海上保安官を同乗させるほか、ソマリア周辺海域沿岸国の海上保安機関に対して、法執行能力向上支援等を実施する。 【国土交通省】

5) 港湾における保安対策の推進

ア) 国際港湾施設におけるセキュリティの確保と効率的な物流の実現

国際港湾施設の保安の確保のため、入場の際の身元確認の徹底（全ての入場者に対する本人・所属・立入目的の確認）完全義務化を平成 26 年 7 月 1 日から開始した。

一方、主要な国際港湾施設においては、当該措置を円滑かつ確実にを行うため、平成 27 年 1 月 1 日から出入管理情報システムの本格運用を開始している。引き続き、当システムの導入を推進するとともに、当システムの効果的な運用に不可欠な P S（Port Security）カードの普及を促進する。 【国土交通省】

6) 出港前報告制度の円滑な導入と運用

ア) 出港前報告制度の運用

国際的な物流セキュリティ強化の観点から、コンテナ貨物を積載して本邦に入港しようとする外国貿易船の運航者及び利用運送事業者に対し、当該外国貿易船が船積港を出港する前に、詳細な積荷情報を電子的に税関へ報告することを義務付ける出港前報告制度(平成 26 年 3 月施行)について、円滑に導入し適切に運用する。 【財務省】

7) 海上交通センターの機能向上等に向けた整備の推進

ア) 安全・安心で効率的な海上交通の実現

船舶交通の効率化及び安全対策の充実強化のため、海上交通センターのシステム二重化等の整備を行うとともに、船舶の動静監視及び情報提供体制を整えるために、一元的な海上交通管制を構築する。

また、災害発生時においても安定した海上輸送ルートを確保するため、航路標識の耐震・耐波浪補強、航路標識用電源の自立型電源化（太陽電池化）の整備を実施する。

【国土交通省】